

官 報 (号 外)

改正についての意見の申出」を行つた。これを受けて、内閣において再任用制度の活用や退職手当の見直しも含め、今後の国家公務員制度の在り方について具体化しつつあると聞いています。ついては私見の提案も含め、以下六項目にわたり質問する。

一 平成二十四年二月十六日に厚生労働省が労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部

人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

給できることとし、複線型人事管理を可能にし

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

四 役職定年制の導入や「退職管理基本方針」にも

掲げられている専門スタッフ職の設定により、

六十歳以降の国家公務員の公務職場における新

たな働き方を形づくつてはと考へる。内閣及び

人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

る。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

官報(号外)

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

る。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

る。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

る。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行わ

れてきているが、希望者全てに年金支給開始年

齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組

織活力の維持を図る手段としては、運用基準が

透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等

の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこ

ととしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが

多かつた幹部級の国家公務員について、「退職

管理基本方針」(平成二十二年六月二十一日閣議

決定)にも掲げられているように、法令で定め

る基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及

び公益財團法人への出向を認めることで、独立

行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支

る。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院

の意見の申出の通り、六十歳前の約七十分の一

ントとしてはと考へる。内閣の見解を伺う。

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管

の公益社団法人ないし公益財團法人に就職する

場合、独立行政法人のように原則として在職年

数の上限を設け、給与も上限を定めるべきでは

と考える。内閣の見解を伺う。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出年金支給開始年

齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員

制度の在り方に關する質問に対する答弁書

三 について

政府としては、御指摘の人事院による「定年

引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出年金支給開始年

齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員

制度の在り方に關する質問に対する答弁書

三 について

政府としては、御指摘の人事院による「定年

引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

五 〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出年金支給開始年

齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員

制度の在り方に關する質問に対する答弁書

三 について

政府としては、御指摘の人事院による「定年

引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

四 について

人事院は、定年引上げのための意見の申出に

おいて、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維

持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹

てはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である六十歳に達した場合には他の官職に異動させることとする役職定年制の導入が必要である旨、また、能力・実績に基づく人事管理の徹底や行政事務の執行体制の見直し等を進めていくことを前提に、職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備について公務全体で取り組むことが必要である旨述べているところである。

政府としては、一について述べた再任用に当たり、定年引上げのための意見の申出の趣旨を踏まえ、本府省の局長、部長、課長等の一定

の範囲の管理職については、他の官職で再任用することについて検討することとしている。また、専門スタッフ職については、退職管理基本方針、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針等を踏まえ、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境を整備する観点から、その職域の整備を図ることとしている。

五について

一について述べた再任用をされた職員の給与の在り方に関しては、総人件費改革や職員の能力活用の観点も踏まえつつ、今後検討することとしている。

六について

御指摘のような措置を講ずることについて、衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

法人認定法において定められている事項を除き自律的な運営が可能なものであることを踏まえ

て、慎重な検討を要するものと考えている。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する

再質問に対する答弁書

平成二十四年四月六日提出
質問第一七五号

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の

対応に関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の電力料金引き上げに対する政府

の対応に関する再質問主意書

政府は、先の質問主意書に対する答弁の中

で「各府省等が東京電力と締結している電力小売

自由化部門の電気需給契約であつて同日以降に

契約期間が満了するものについて、契約期間満

了前に契約内容の変更に応じるか否かについて

は、個々の契約ごとに予算の効率的な執行の觀

点から判断すべきものと考えている」と述べて

いるが、支払う必要のない電力料金を支払うこと

が予算の効率的な執行になるのはどういう場

合か、具体的にのべよ。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一七五号
平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

て、一律的に、契約の中で第三者への非開示を求めてることに対し、是正命令等、改善措

置を促す行動をとるのか。

三 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、

「政府と電気事業者との間の契約内容については、「公共調達の適正化について」(平成十八年八月二十五日付け財計第二〇一七号財務大臣通

知)において、政府は契約相手方や契約額等契約に係る情報を原則として公表しなければならないとしている」と述べているが、独立行政法

人、国立大学法人等にもこのルールを当てはめて契約内容を公開させるべきではないか。

四 先の質問主意書への答弁の中で、政府は「東京電力においては、需要家が希望する場合には、東京電力が交渉により合意に至らなかつた場合の電気料金等について定めた電気事業法上の最終保障約款に基づく電気の供給を拒んではならない」とされているが、この

最終保障約款が定める料金は、かなり高く設定されており、今回の東京電力の値上げ後の料金を上回ることが多い。つまり、東京電力にとっては、契約相手と真摯に交渉する必要がなく、需要家にしてみれば、現在のルールでは、値上げを呑むか、さらに高い最終保障約款の定める料金を支払うかしか選択がない。政府はこの状況をおかしいと考へておられるか。また、政府はこの状況をどのように思つておられるか。

五 先の質問主意書への答弁の中で、政府は、「東京電力においては、需要家に対し、現在の

契約の契約期間が満了した後、当該契約と同一の条件で電気の供給を引き続き行う義務はない

こと、一定期間後に一律的かつ機械的に供給を停

止することは適切ではなく、柔軟な対応がなされたことが適当と考えている」と述べているが、「柔軟な対応」とはどういう対応を想定しているのか。また、東京電力が「柔軟な対応」をとるであろうと政府が期待する理由は何か。

六 需要家が東京電力との交渉が折り合わず、最終保障約款での電力供給を受けることになった後には、需要家が東京電力と再契約をしようとした場合、需要家はどのように保護されるのか。東京電力が再契約時に提示できる電力料金に何らかの制限があるのか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一七六号

平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、枝野経済産業大臣は、平成二十四年三月十五日に、インターネットを通じて御指摘の「東京電力の値上げのやり方」に係る情報に接し、また、同月十六日に、経済産業省事務方から報告を受け、把握した。

二について

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）に規定する特定規模需要の需要家に対する電気料

金を含む供給条件については、電気事業者と需要家との間の契約により決まるものであり、契約の内容を公表するかどうかについては、各契約当事者において判断されるべきものであると考えている。また、電気事業者が契約に当たつてどのような条件を需要家に提示するかについて、同法上特段の規制はないが、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）において、その内容について需要家に適切に説明すべきものと考えている。

三について

お尋ねについては、独立行政法人及び国立大学法人等に対しては、政府は契約相手方や契約額等契約に係る情報を原則として公表しなければならないとしている「公共調達の適正化について」（平成十八年八月二十五日付け財計第二〇一七号財務大臣通知）に掲げられた各項目に準じて各法人において公・共・調達の適正化に取り組むよう要請している。

四について

現行制度上、特定規模需要については、需要家は、その所在地を供給区域に含む一般電気事業者だけでなく、他の一般電気事業者や特定規模電気事業者からも電気の供給を受けることが可能である。しかしながら、現時点では、需要家の選択肢は事実上限定されていると認識しており、これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていないことから、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と述べているが、一般電気事業者の競争を促進するために、それぞれの一般電力事業者管内にある政府の施設を一つずつ選んでパッケージにして、そこに対する電力供給を入札するべきではないか。

五について

お尋ねの「柔軟な対応」とは、東京電力が、電気事業制度改

革を停止する時期について、個々の顧客の置かれた状況を踏まえて個別に判断していくということである。また、これに関して、東京電力の西澤代表取締役社長は、平成二十四年四月五日の参議院予算委員会において、電気の供給を停止する時期について「いろんなケースがあると思いますので、お客様お一人お一人の御事情をよくお聞きしながら・・・柔軟かつ丁寧な・・・対応には全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。」旨の答弁をしていると承知している。

六について

特定規模需要の需要家が、東京電力との間で、最終保障約款に基づく電気の供給を受けることになつた後、新たな需給契約を締結する場合において、東京電力が提示する料金について、電気事業法上特段の規制はない。なお、新たに需給契約が締結されない場合であつて、需要家が希望する場合には、東京電力は引き続き最終保障約款に基づく電気の供給義務がある。

電力の自由化に関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

平成二十四年四月六日提出

質問 第一七七号

一 先の質問主意書への答弁の中では、政府は、「一般電気事業者はその供給区域外における特定規模需要に係る需要家からの電気の供給の要請については、供給力の不足等を理由としてそのほとんどに応じていないものと承知している」と述べているが、政府が把握しているそれぞの一般電気事業者の供給能力を、発電所ごとに記せ。

二 先の質問主意書への答弁の中では、政府は、「一般電気事業者間の競争を促進すること等により、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と述べているが、一般電気事業者の競争を促進するために、それぞれの一般電力事業者管内にある政府の施設を一つずつ選んでパッケージにして、そこに対する電力供給を入札するべきではないか。

三 先の質問主意書への答弁の中では、政府は、「これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていない」と述べているが、なぜ、これまで「需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていない」状態が続いてきたのか、政府の見解を問う。

右質問する。

ことから、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と述べているが、特定規模電気事業者が一般電気事業者に支払わねばならない託送料金が高額であることが指摘され続けてきた。政府は、この託送料金について、今後、どのような時期に、どのような対応をとろうとしているのか。

八 震災後に金融機関から東京電力に対し行われた融資に関して、政府がなんらかの保証をしているものがあるか。また、なんらかの保証をおわせたものがあるか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一七八八号

平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動

に於ける再質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)によれば、管理職社員及び一般職社員の削減後の基準内給与及び賞与の合計は、年間平均で約五百七十万円とのことである。

四について

東京電力によれば、東京電力は、同年度末時点で、三百十九点の美術品を所有しており、その簿価は合計で九千二百五十三万円であるが、このうち、平成二十三年度中に百九十九点を百八十二万円で売却済みであり、残りについても、早期に売却が行われることである。

二について

東京電力及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)においては、政府が平成二十四年二月十三日に原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)に基づき認定した東京電力の特別事業計画(以下「認定特別事業計画」という。)について、平成二十四年春をめどに変更の認定を受けることとされていると承知しているが、そのためには、人件費の引下げも含めて更に徹底した経営合理化のための方策等が必要になると認識している。

された取締役については、その後開催された取締役会において、代表取締役の報酬を支払わないこととしたところとしたことである。他方、東京電力は、震災発生時に在任していた代表取締役につ

三について

東京電力によれば、東京電力は、平成二十二年度末時点で、二十九の福利厚生施設を所有又は賃借しており、このうち、一般から賃借している物件二件、変電所が併設されており売却できない物件二件、本社に附属しており単独で売却ができない物件一件、福島県内の警戒区域内にあって売却できない物件二件及び福島県内の警戒区域内の事務所の代替事務所として転用している物件一件については、売却を予定しております。これら二十一施設については、認定

らず、また、残り二十一施設の売却予定額は合計で約百四十億円であるとのことである。政府としては、これら二十一施設については、認定特別事業計画に沿って、原則三年以内に売却されることとなると承知している。

また、東京電力によれば、東京電力は、同年度末時点で、三百十九点の美術品を所有しており、その簿価は合計で九千二百五十三万円であるが、このうち、平成二十三年度中に百九十九点を百八十二万円で売却済みであり、残りについても、早期に売却が行われることである。

は、震災発生後の平成二十三年六月二十八日の株主総会において選任された取締役については、その後開催された取締役会において、代表取締役の報酬を支払わないこととした旨、東京電力から聞いていてことについて述べたものであるところ、仮に誤解を生じさせる表現であつたとすれば遺憾であると考えている。

また、右の報酬とは別に、震災発生後に東京電力から代表取締役に対して業務に必要な交通費及び出張旅費が支払われているとのことであるが、お尋ねの「金品」が何を指すのか必ずしも明らかではなく、金額をお答えすることは困難である。

五について

東京電力によれば、顧問の人数については、平成二十三年三月十一日時点では二十六人であったところ、その後の退任等により、平成二十四年三月三十日時点で十一人となり、そのうち

いては、その同意を得て、同年四月分の報酬を、平成十九年六月二十六日の株主総会の後に開催された取締役会において定めた代表取締役の報酬額から五十パーセント減額した額により支払うこととともに、平成二十三年五月及び六月分の報酬を支払わないとしたとのことであり、これにより、震災発生後に支払われた同年三月分及び四月分の代表取締役一人当たりの報酬額を算定すると約六百三十八万円であることである。なお、先の答弁書(平成二十四年四月三日内閣衆質一八〇第一四八号)四についてでは、代表取締役の報酬については、「東日本大震災・・・の発生後において報酬は支給されていない」としているが、これ

とおりであるところ、各顧問において、①氏名、②職名、③在職月数の総数を用いて一人当たりの報酬額を算定すると月額で約九十万円のことである。また、各顧問においては、経営に係る専門的な知識や経験に基づき助言を行つておいたことであるところ、各顧問においては、①氏名、②職名、③在職月数の総数を用いて一人当たりの報酬額を算定すると月額で約九十万円のことである。

東京電力における最終の役職及び外部からの出身者の場合は出身省庁等をお示しすると、次のとおりであるとのことである。

①青木満 ②フェロー
 ①石田徹 ②経済産業省
 ①荒木浩 ②代表取締役会長
 ①榎本聰明 ②代表取締役副社長
 ①大西博康 ②取締役
 ①尾崎之孝 ②常務取締役
 ①片倉百樹 ②執行役員
 ①加納時男 ②代表取締役副社長
 ①川島毅 ②国土交通省
 ①栗本英雄 ②警察庁
 ①近藤純一 ②国際協力銀行
 ①清水正孝 ②代表取締役社長
 ①白川進 ②代表取締役副社長、通商産業省

(当時)

①那須翔 ②代表取締役会長
 ①田村滋美 ②代表取締役会長
 ①築館勝利 ②監査役会会長
 ①津田廣喜 ②財務省
 ①白川進 ②代表取締役副社長、通商産業省

官報(号外)

①服部拓也	②代表取締役副社長
①早瀬佑一	②代表取締役副社長
①藤川寛之	②建設省(当時)
①伏見健司	②常務取締役
①榎本晃章	②代表取締役副社長
①水谷克己	②常務取締役
①南直哉	②代表取締役社長
①峰松昭義	②理事
①武藤栄	②代表取締役副社長
①村田隆	②監査役会会長
①谷内正太郎	②外務省
①吉越洋	②フェロー

八について
お尋ねのような事実はない。

平成二十四年四月六日提出
質問第一七九号

スマートメーターに関する質問主意書

提出者 河野 太郎

内閣質一八〇第一七九号

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対する答弁書

平成二十四年四月六日提出
質問第一八〇号

自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

こととしたものについては、原則三年以内に売却を実施することとされている。
八について
お尋ねのような事実はない。

震災発生後に退任した取締役に対して退職慰労金は支払われていないと承知している。

なお、東京電力及び機関は、平成二十四年春をめどに法に基づき認定特別事業計画の変更の申請を行うこととしており、それまでに、退職慰労金の請求権の放棄を始めとする、更なる経営責任の明確化のための方策について検討がなされるものと認識している。

七について

東京電力によれば、東京電力が平成二十三年度末時点で所有している不動産について、平成二十二年度末時点の連結上の簿価は、電気事業用資産について約七千三百四十一億円、非電気事業用資産について約四千五百六十二億円であるとのことである。

なお、認定特別事業計画において、東京電力は、電気事業に直接用いていない不動産について、用途等により処分方針を分類し、売却する

こととしたものについては、原則三年以内に売却を実施することとされている。

却を実施することとされている。

八について
お尋ねのような事実はない。

TCP/IPが実装されないようなスマートメーターが利用されようとしているのか、政府はどう考えているのか。

右質問する。

内閣質一八〇第一七九号

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する質問に対する答弁書

平成二十四年四月六日提出
質問第一八〇号

自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

なぜ、検針データを送るだけの端末を繋ぐために、インターネットや携帯電話網を利用するシステムではなく光ファイバーを東京電力が導入するようなことを政府は認めるのか。なぜ、TCP/IPが実装されないようなスマートメーターが利用されようとしているのか、政府はどう考えているのか。

また、現在、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)においては、東京電力が導入を行っているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から、国内外の企業に対し、基本的要件を前提にした仕様に係る提案を募集しているところ、東京電力及び機構においては、寄せられる全ての提案について、費用対効果や国際標準の動向も踏まえ、通信方式や外部接続性等について、徹底的に検証を行い、その結果を適切に当該仕様へ反映していくものと承知している。

今後、自由化が進めば東京電力以外の電気事業者も東京電力管内のスマートグリッドを使用することになるのに、東京電力一社が仕様を決めて発注することはおかしくないか。

二 一般電気事業者がそれぞれスマートメーターを独自仕様で導入すれば、スマートメーターに

の参加を得て、将来のより高度化された送配電網も想定に入れつつ、スマートメーターが満たすべき基本的な要件(以下「基本的要件」といふ。)について検討を行い、その結果を平成二十三年二月に取りまとめている。基本的要件を満たすスマートメーターについては、特定電気事業者が電気の供給を行う上で必要な機能を備えていると考えており、一般電気事業者が基本的要件を満たすスマートメーターを導入することが必ずしも電力小売事業への参入障壁となるも

のではないと考えている。なお、基本的要件については、国内外の技術革新や電気事業制度の見直しの状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていくことが適当であると考えている。

私が提出した質問主意書(平成二十四年三月十九日提出質問第一四三号)に対する答弁書において、「自主的避難等対象区域」の設定にあたり、原

福島県内の市町村別の自主的避難者の数を用いて検討したこと、また、その後の自主的避難者の数については推計値を用いて検討したこと等、様々

内閣衆質一八〇第一八一號

平成二十四年四月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出竹島問題に関連する集会に対する政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出竹島問題に関連する集会に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

政府として、政府の主催ではない個々の集会に対する評価及び見解を述べることは差し控えたい。いずれにせよ、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不斷に検討していくと考えである。

二及び三について

政府部内で確認した範囲では、政府において、御指摘の案内を受けている者は、野田佳彦内閣総理大臣、藤村修内閣官房長官、川端達夫内閣特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、玄葉光一郎外務大臣、平野博文文部科学大臣、鹿野道彦農林水産大臣、前田武志国土交通大臣及び田中直紀防衛大臣である。

四及び五について

二及び三についてでお答えした者は、公務の日程等の都合により出席できなかつたが、政府から、山口壯外務副大臣及び長島昭久内閣総理大臣補佐官が出席した。また、お尋ねのようないいセージや祝電等を主催者に送ることはしなかつた。

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかるDNA鑑定問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丹羽秀樹君提出泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に関する質問に対する答弁書

骨髄と、美保の双子の妹である森本美砂の血液のDNA鑑定を行った結果が一致したと発表された。

警察はDNA鑑定の結果の一一致のみを理由に美保とYを同一人物としたが、公開されていない（家族等一部の者に閲覧は許可されているが、コピー等は許されていない）DNA鑑定書のみが唯一の「証拠」となっている。

しかし、美保とYの身体サイズや身に付けていた遺留品は、全く異なっていることが家族の証言及び客観的事実などで明らかにされており、警察、とりわけ外事警察への不信が高まっている。

この疑問及び不明点を解き明かすことは警察への信頼を回復するためにも、拉致問題の真相究明のためにも緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 事件当時の人事及び組織について

① 美保とYとが同一人物であると山梨県警が発表した平成十六年三月五日当時、以下の役職にあつた者は誰か。

警察出身の総理秘書官
警察庁長官
警察庁警備局長
警察庁外事課長

特定失踪者にかかるDNA鑑定問題に関する質問主意書
提出者 渡辺 義彦

平成二十四年四月十日提出

二 遺体鑑定について

① Yが美保であれば、海中に遺体があつた期間は最大限美保失踪の六月四日からYの発見された二十一日までの十七日間である。鑑定書によれば、Yは顔面に特別の外傷がないにもかかわらず十三本の歯牙が脱落していた。

通常歯根膜腐敗による歯牙の脱落は最短で三ヶ月程度かかるものと理解している。法医学の権威である上野正彦・元東京都監察医務院長は歯牙の脱落について「半年以上、ある

いは一年くらい経たないと。歯茎が崩れて歯の根つこと骨が緩んでしまうつていうことですから非常に長い時間かかりますよ」とテレビ局の取材に対して語つているが、十七日間で脱落が起きるというのはどのような場合であるか。

② 鑑定書によればYは一部屍蠍化していたとされている。屍蠍化は冷たい海中において通気がない状態で死後三ヶ月程度で始まると理解しているが、前記上野・元院長は同じくテレビ局の取材の中で「鑑定書の写真を見て「この」遺体の写真を見る限りでは、かなりもう三ヶ月から半年くらい過ぎたような感じを受けますよね。で、一部屍蠍化しているような感じも受けますので、屍蠍化するのには三ヶ月以上はかかるといふ」とね、普通は」と語つているが、最大限十七日間で屍蠍化が始まるとするというのはどのような場合であるか。

③ 前記歯牙脱落は歯根膜腐敗によつて起き、屍蠍化は腐敗しない条件で起きるが、この両者が十七日間で同時に起きるというのはどの

特定失踪者にかかるDNA鑑定問題に関する質問主意書
提出者 渡辺 義彦

特定失踪者山本美保さん（昭和五十九年六月四日、山梨県甲府市の自宅を出て失踪。四日後の新潟県柏崎市の荒浜海岸で本人のセカンドバッグが発見される。当時二十歳。以下「美保」と略）について、平成十六年三月五日、山梨県警察本部警備課長が突然記者会見を行い、美保失踪十七日後の一昭和五十九年六月二十一日、山形県遊佐町の海岸に漂着していた身元不明遺体（以下「Y」と略）の

③ その後警察庁警備局には外事情報部が新設されたと聞いているが、その時期はいつか。また、初代の外事情報部長及び当時の外事課長は誰か。

(4) Yの鑑定書四ページには「頭頂部から臀部

下端まで約九五cm」とあり、十六ページには

「右臀部下端に上右から下左に走る長さ約

五・五cm、幅約一・五cmの創あり。創縁は

整、創端は尖る(写真七・八・一二)」と記載

されている。写真にある創の位置からすれば、「頭頂部から臀部下端」が座高にあたる長

さを示すものであることは明らかである。そ

の場合、Yが美保であれば遺体の身長は百六

十センチメートルであるから、座高九十五セ

ンチメートル、股下高六十五センチメートル

という体型となる。美保の高三のときの身長

は百五十九・五センチメートル、座高は八十

七・四センチメートルであるから股下高は七

十二・一センチメートルになり全く別人であ

ることは明らかだが、これを同一人であると

する根拠は何か。

(5) Yの遺留品であるブラジャーのサイズはA
70であった。一方美保が通常着用していた
ブラジャーはB75ないしB80であった。
多數の女性に確認したところではB75ない
しB80のブラジャーを着用していた者がA
70のブラジャーを着用することはほぼ不可
能であり、できたとしても極めて無理な着用
であつて本人が選ぶことはあり得ないとの一
致した見解を得ている。警察は美保がA70
のブラジャーを着用可能であるとしている
が、それは「無理をすれば着用できる」とい
う、可能性を論じているのか。あるいは美保
が実際にA70のブラジャーを着用していた
ことを確認しているのか。

三 警察庁の認識について

① 本件について、平成二十四年四月二日に開

催された拉致議連総会の席上、牛嶋正人警察

庁外事課長は「山本さんの事件につきまして

は、DNAの鑑定から漂着した遺体と一致し

たということをございますが、私共これを

もつてこの事件が解決したなどとは思つてお

りません。DNAが一致した上で、事件の可

能性もあります。あるいは拉致の可能性も否

定できるものではありません。ですので、こ

れについても引き続き捜査をやつております

のでございます」と発言している。警察庁と

しては現在もYと美保が同一人物であると断

定しているのか。

② 平成十八年十一月九日の記者会見で、当時の漆間巣警察庁長官は拉致認定要件の緩和について「拉致ではないものが一件でもあると反撃を食らう。犯罪に該当するものを拉致事案に掲げており、警察が追加するとしたら(意思に反して移送されたなどの)三要件は譲れない」と語り、拉致認定要件が厳格でなければならないとしている。一方で前記のよう

に美保とYには警察が発表した「DNAデータの一致」という言葉以外に両者が同一であることを示すものはないようと思われる。拉致認定にあたっては厳格で、拉致の可能性のある失踪者については、公開できない「DNA鑑定書」と称するもの以外同一と判断でき

る根拠に乏しい身元不明遺体であると断定す

るのはその姿勢自体が明らかに矛盾している

と思うがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一八二号

平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかるDNA鑑定問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかるDNA鑑定問題に関する質問に対する答弁書

一の①について

お尋ねの役職にあつた者は、内閣総理大臣秘書官が小野次郎、警察庁長官が佐藤英彦、警察

庁警備局長が瀬川勝久、警察庁警備局外事課長

が五十嵐邦雄、山梨県警察本部警備部警備第一課長が丸山潤である。

一の②について

お尋ねの役職は、警察庁警備局外事課付兼長

官官房総務課付であり、異動時期は、平成十四

年九月三日である。

一の③について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。

また、お尋ねの役職にあつた者は、警察庁

警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局

外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

二の①について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。

また、お尋ねの役職にあつた者は、警察庁

警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局

外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

二の④について

お尋ねの役職は、警察庁警備局外事課付兼長

官官房総務課付であり、異動時期は、平成十四

年九月三日である。

一の⑤について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。

また、お尋ねの役職にあつた者は、警察庁

警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局

外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

二の⑤について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。

また、お尋ねの役職にあつた者は、警察庁

警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局

外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

等することにより死後早期に起こることがあることである。

二の②について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、屍蠍化は空気の遮断等により遺体に化学変化が起これば形成されるものであり、死後二週間程度で屍蠍化が発現した例があるとのことである。

二の③について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、幽根膜の融解・消失と屍蠍化は別個の現象であり、双方の現象が死後早期に同時に進行しても矛盾はないとのことである。

二の④について

山梨県警察によると、同県警察において御指摘の鑑定書を作成した鑑定人に確認したところ、御指摘の身元不明死体は身体の一部が離脱していただけであります。当該鑑定書には、残存する御遺体の座高ではなく、全長が記されているとのことである。

二の⑤について

山梨県警察によると、御指摘の遺留品について、同県警察において関係メークーに確認したところ、昭和五十六年に記録された山本美保氏の体型と同様の体型の方が着用することが可能なものであるとのことである。

三について

山梨県警察としては、山梨県警察において、検視及び司法解剖の結果得られた血液型、性別、推定年齢、推定身長等に関する事項、DNA型鑑定の結果等を踏まえ、御指摘の身元不明死体が

官報(号外)

山本美保氏の御遺体であると判断したものと承知している。

平成二十四年四月十日提出
質問第一八三号

復興特区に関する質問主意書

提出者 駆 浩

復興特区に関する質問主意書

東日本大震災復興特別区域法(いわゆる復興特区法)が、平成二十三年十二月二十六日に施行され、例えば宮城県は、復興推進計画すなわち民間投資促進特区を作成し、本年一月九日に内閣総理大臣から認定を受けた。当計画によると、宮城県の中核産業である自動車関連産業等のものづくり産業の復興とともに、次世代を担う新たなものづくり産業の集積を目指しており、その関係上対象業種は八業種に限定されている。もとより当計画の妥当性は是認するものであるが、当計画により様々な問題点が生じることから、以下の事項について質問する。

一 復興推進計画においては、自動車関連産業等の八業種に限定しているが、どのような理由から八業種に限定しているにもかかわらず、当計画を政府は認定しているのか。

二 政府が認定した復興推進計画は、設備投資に対して税制の優遇等の支援が受けられるが、その支援対象は認定以後の設備投資に限つている。これでは、震災直後から自力で設備投資を行い、被災地域の雇用に貢献している企業に恩恵がなく、不公平ではないかとの疑惑が生じるが如何。

三 先の宮城県の復興推進計画においては、復興

産業集積区域内で、かつ震災直後から設備投資を行い雇用の維持を図っている企業であつても、先の八業種でないために、政府の税制上の優遇を受けられることになつていて、このようないふら不公平な状態を政府はどう認識しているのか。

四 三に関連して、このような不公平な状態を、別途の支援事業の創設も含めた然るべき是正措

置を、宮城県はもちろん政府も検討すべきだと考えるが如何。

五 被災三県での震災による失業者は、現在においても十数万人にも上ると言われているが、その方々の失業保険の失効時期が近づいている今、早急に雇用確保の対策がとられるべきである。政府の対応策を具体的に聞きたいが如何。

右質問する。

内閣質第一八〇第一八三号
平成二十四年四月二十日

内閣總理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員駆浩君提出復興特区に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員駆浩君提出復興特区に関する質

一について
お尋ねの復興推進計画については、地域特性や地域資源の活用を考慮して、集積を目指す業種として自動車関連産業等の八業種を記載している等、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四条第九項及び復興特別区域基本方針(平成二十四年一月六日閣議決定。以下「基本方針」という。)において定められている認定基準を満たすと認められるため、同項の規定により認定したものである。

二について
法第七条第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の法第三十七条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人は、同項の規定により、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)で定めるところにより、法第六条第一項に規定する認定復興推進計画(以下「認定復興推進計画」という。)に定められた法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下「復興産業集積区域」という。)の区域内において機械等の取得等をした場合に課税の特例の適用を受けることができることとされているが、当該特例は、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域への投資を促進することを目的とするものであることから、復興産業集積区域が定められた同条第一項に規定する復興推進計画が同条第九項の規定により認定された後に取得等をした機械等を対象としているものである。なお、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内で震災特例法第十一条の三第一項、第十七条の三第一項及び第二十条の三第一項に規定する被災雇用者等(以下

「被災雇用者等」という。)を雇用している個人事業者又は法人は、法第三十八条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた場合には、同項の規定により、震災特例法で定めるところにより、当該指定後五年間に被災雇用者等に対し支給した給与等の額の一定割合の税額控除の適用を受けることができる」とされており。

三及び四について
お尋ねの復興推進計画については、作成主体である宮城県及び同県内の三十四市町村が、基本方針に即して、強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して、課税の特例の対象となる産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業として、自動車関連産業等の八業種を選定していることから、政府としてはその判断を尊重したものである。

五について
被災地での雇用対策としては、平成二十三年十月二十五日に被災者等就労支援・雇用創出推進会議で取りまとめられた「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ3(第3段階)に基づき、地域経済の再生・復興のための産業政策の推進、被災地の強みである産業への支援策と一体となつた雇用面での支援を行う事業復興型雇用創出事業及び若者、女性、高齢者、障害者等の雇用モデルの創造のための生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の推進、ハローワークによるきめ細かな職業相談の実施、

職業訓練の実施等に取り組んでいるところである。

質問 第一八四号
平成二十四年四月十一日提出

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書

提出者 石川 知裕

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書

北海道電力は、ストレステストの入力データの詳細について、「商業的な機密情報にあるものもある」として公開をしていない。ストレステストの入力データの詳細の公開基準について、政府は、どのように解釈しているのか質問する。

一 商業的な機密情報とは、どういうものを意味するときれているのか。
二 原子力安全・保安院が公開を求めた場合は、ストレステストの入力データの詳細の公開は可能なか。可能でない場合は、その理由を説明されたい。

質問 第一八五号
平成二十四年四月十一日提出

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書

内閣衆質一八〇第一八四号
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員石川知裕君提出泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川知裕君提出泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問に対する答弁書

一について
北海道電力株式会社(以下「北海道電力」といふ。)における御指摘の「商業的な機密情報」がどのようなものかについて、政府としてお答えする立場はない。

二について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、経済産業省原子力安全・保安院においては、北海道電力に對して、その保有する情報を公開させることの上上の権限を有していない。なお、同院においては、原子力事業者が行つた御指摘のストレステストの結果について確認を行う過程に個人情報を配慮した上でホームページで公表しているところである。

おいて、当該原子力事業者から必要に応じて資料を入手しているところ、当該資料については、個別情報等に配慮した上でホームページで公表しているところである。

子どもの言ふに及ばず、小学校教員自体に理科離れが進み、特に学級担任教員においては、放課後事務作業に追われ、実験準備も儘ならず、さらに、実験が終わっても次の授業があるため片付けができないなど多忙化が現在においても進行しているため、理科支援員の役割や重要性は貴重な戦力である。然るに先の事業仕分けの指摘は当たらず、理科専任教員の配置が完了するまでのタイムラグにおいて、寧ろ理科支援員を増強すべきであり、本末転倒と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 子どもは言ふに及ばず、小学校教員自体に理科離れが進み、特に学級担任教員においては、放課後事務作業に追われ、実験準備も儘ならず、さらに、実験が終わっても次の授業があるため片付けができないなど多忙化が現在においても進行しているため、理科支援員の役割や重要性は貴重な戦力である。然るに先の事業仕分けの指摘は当たらず、理科専任教員の配置が完了するまでのタイムラグにおいて、寧ろ理科支援員を増強すべきであり、本末転倒と考える。

五 四に關連し、事業予算の大削減などにより、現場において、「平成二十二年度から勤務時間数を制限され、支援時間が全く不足している」との声があるが、今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

二 政府の言う「理科専任教員を長期的に確保しておけば必要な事業であり、抜本的に見直すべき」などと指摘し「廃止」と評価され、今年度を以つて終了を余儀なくされる。
本事業の予算規模の推移を紐解いてみると、平成二十一年度では、理科支援員と特別講師の配置を合算しているものの、指定校配置数三千校、予算額二十四億五千万円に対し、次年度においては、それぞれ、二千百校、十億円と大幅に削減・減額されている。このことは、現場において、「平成二十二年度から勤務時間数を制限され、支援時間が全く不足している」との声があり、その窮状を如実に表している。

三 一及び二に関連し、理科支援員の役割や重要な性は貴重な戦力であるにも拘わらず、先の事業仕分けの指摘は当たらず、理科専任教員の配置が完了するまでのタイムラグにおいて、寧ろ理科支援員を増強すべきであり、本末転倒と考えるが、野田内閣の見解如何。

四 本事業について、平成二十一年度では、理科支援員と特別講師の配置を合算しているものの、指定校配置数三千校、予算額二十四億五千万円に対し、次年度においては、それぞれ、二千百校、十億円と大幅に削減・減額され、平成二十三年度に至るまで先細りで見る影もない。当初の計画では、五年間継続と同時に実施校においても増やす方針であったにも拘わらず、最終目標に到達せずして終了することは、却つて税金の無駄遣いではないのか。現政府は、我が国の未来よりも、あくまで民主党のマニフェストに拘泥するのか、野田内閣の見解如何。

五 四に關連し、事業予算の大削減などにより、現場において、「平成二十二年度から勤務時間数を制限され、支援時間が全く不足している」との声があるが、今後どのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

六 四及び五に關連し、社会保障費がこの十年間に以上でかなり増えていることに対し、文教科学振興費や公共事業は相当削減されている現実を

鑑み、この削減された分野を本来の姿に取り戻し、社会保障は恒久財源を確保することが重要と考える。現政府の「社会保障・税一体改革」において、文教科学振興費はどうに反映していくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一八五号
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問に

対する答弁書

一から五までについて

御指摘のような小学校の理科教育の現状において、理科支援員は、理科の授業における観察、実験等の活動の充実やそのような活動に関する教員の指導力の向上を図るという重要な役割を果たしており、平成二十一年に実施された行政刷新会議の事業仕分け(以下「事業仕分け」という)においても、理科教育の充実を図る必要性自体は否定されないものの、現行の理科支援員の配置事業では、その本質的な解決策とはなつていい等の観点から、内容、方法等を見直す必要があるとの趣旨で、まずは廃止すべきであるとの評価がなされたと考えている。

文部科学省としては、事業仕分けにおけるこのような評価の趣旨を尊重しつつ、理科支援員の配置事業に関する国民からの意見募集において、事業の廃止に反対する意見が多数寄せられたことも踏まえ、これを廃止するまでに三年程度かけることとともに、その間も、それまで理科支援員が配置されたことのない学校を中心いて理科支援員の配置が行われるよう配慮することとしたところである。また、科学的な考え方や考え方を養う観点から理科における観察、実験等を重視している小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)の趣旨が十分に実現されるよう、これまで教職員定数の改善も含め、理科の授業の質を高めるために環境の整備を推進してきたところであるが、今後とも、理科教育の充実に関する必要な支援策を検討してまいりたい。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。)では、子どもの教育等に関し、「子ども・子育て新システム」において幼保一体化などの機能強化を行なう子ども・子育て新システムを創設すること及び「次世代を担う子ども・若者の育成」において教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援を強化することなどの具体的な改革内容を記載しているところであり、今後、大綱の方針に沿って、適切に対応してまいりたい。

平成二十四年四月十二日提出
質問 第一八六号

知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問主意書

提出者 丹羽 秀樹

右質問する。

知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問主意書

内閣衆質一八〇第一八六号
平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丹羽秀樹君提出知的障害養護学校の児童生徒数増加に関する質問に対する

答弁書

一から四までについて

文部科学省としては、御指摘の学校も含む全

一 全国の知的障害養護学校の児童生徒数の増加に対し、これまでの取り組みおよび予算措置も含めた今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。

二 全国知的障害養護学校の児童生徒数の増加に対し、教員、職員の人員数並びに指導体制の拡充について、これまでの取り組みおよび今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。

三 愛知県立春日台養護学校の児童生徒数の増加に対し、これまでの取り組みおよび予算措置も含めた今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。

四 愛知県立春日台養護学校の児童生徒数の増加に対し、教員、職員の人員数並びに指導体制の拡充について、これまでの取り組みおよび今後の方策について、文部科学省の見解を伺う。

官報(号外)

同省としては、平成二十四年度予算において、公立の特別支援学校等の施設整備に対する財政支援を要する経費として千二百四十五億八千百万円を計上するとともに、特別支援教育に関する教育課程の研究、乳幼児期からの教育ニーズを把握して必要な支援を行う体制の構築等、特別支援教育の体制整備を総合的に推進するための事業を要する経費として約一億二千四百万円を計上するなどしたところであり、今後とも、特別支援学校において知的障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう取り組んでまいりたい。

平成二十四年四月十二日提出

質問第一八七号

提出者 丹羽 秀樹

たため池の耐震対策に関する質問主意書

愛知県では、東海地震の強化地域や東南海・南海地震の推進地域の指定を受けて、平成十六年度から大規模地震により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池九十六か所について、耐震点検を行い、耐震性が不足するため池においては優先的に耐震改修を実施している。東日本大震災では、東北地方においてため池が決壊したことにより農用地、農業用施設への被害だけでなく、地域住民の生命、財産等にも甚大な被害が発生したことから、大規模地震の地域指定を受ける愛知県内のため池の耐震整備の早急化は喫緊の課題であ

る。ついては、ため池の耐震化に対する今後の方策について、以下四項目にわたり質問する。

一 愛知県のため池の耐震対策に係る事業について、直近五年間の国からの交付金および補助金

の総額について年度毎に農林水産省に伺う。

二 大規模地震の地域指定を受ける愛知県のため池の耐震対策に係る事業に対し、今後の交付金および補助金の増額について、農林水産省の見解を伺う。

三 平成二十四年三月三十一日の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて公表された、南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高の推測結果を受けて、従来の被災想定区域内におけるため池の耐震設計基準の見直しの余地について、農林水産省の見解を伺う。

四 東海地震や東南海・南海地震の指定地域、南海トラフの巨大地震の被災想定地域におけるため池の耐震対策事業の所轄官庁について、震災発生による決壊時の地域住民の生命、財産等に莫大な被害を及ぼす点から総合的な防災対策の重点事項として、従来の農林水産省から内閣府の防災担当への管轄移管について、農林水産省および内閣府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一八七号

平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丹羽秀樹君提出ため池の耐震対策に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省が把握している農業用ため池の耐震化に関する事業に係る平成十九年度から平成二十二年度までの間における国から愛知県に対する交付金及び補助金の総額については、それ

ぞれ、平成十九年度においては約一億六千八百万円、平成二十年度においては約一億八千万円、平成二十一年度においては約一億千八百万円、平成二十二年度においては約一億六千三百万円である。なお、平成二十三年度について

は、愛知県から報告を受けていないため、お答えすることは困難である。

二について

平成二十一年度まで農林水産省が計上している農業用ため池等の農業用施設の耐震化に関する事業については、平成二十三年度から地域自

主戦略交付金として内閣府が計上しており、愛知県が地域の実情に応じて配分することを可能としている。加えて、農林水産省は、東日本大震災を踏まえ、平成二十三年度第三次補正予算及び平成二十四年度予算において、農業用ため池等を対象とする震災対策農業水利施設整備事業を、新たに実施しているところである。なお、今後の予算については、予算編成過程において検討していく考えである。

三について

農業用ため池の整備に係る耐震設計の基準について、東日本大震災を踏まえ、想定される最大の地震にも対応できるよう、農林水産省が

定める指針の見直しを行っているところである。

四について

防災対策に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省が講じているところであるが、農業用ため池の耐震化は、水利用の状況等の営農条件を踏まえつつ行っている農業用排水施設の整備と一体的に行う必要があることから、政府としては、農業用ため池の耐震化に関する事業については、引き続き農林水産省が所管すべきものと考えている。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対する答弁書

二について

衆議院議員橋慶一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対する答弁書

三について

平成二十四年四月十三日提出

質問第一八八号

「試し出勤」についての官民格差に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

三について

「試し出勤」についての官民格差に関する質問主意書

四について

心の健康問題により休業している労働者の職場復帰のための対策については、平成十六年十月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が公表され、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための事業場向けマニュアルとして活用されてきた。また、人事

院は、円滑な職場復帰及び再発防止に関する「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入方針」(以下「受入方針」という。)を含む「心の健康のための早期対応と円滑な職場復帰」(平成十七年七月早期対応・職場復帰対策専門家会議)をとりまとめた。

いすれにおいても、円滑な職場復帰を図るために有効な方策として、病気休暇中又は病気休職中に実施する「試し出勤」が取り上げられているが、民間企業の労働者と国家公務員がこれを実施する際の処遇や災害が発生した場合の対応について、以下の通り質問する。

一 民間企業では、「試し出勤」は長期に休業している労働者が職場復帰前に行うこととされるが、「試し出勤」実施中に発生した災害は、労働者災害補償保険法の「業務災害」又は「通勤災害」に該当するか。どのような場合に該当するか、詳しく述べよ。もし該当するならば、「試し出勤」実施中に発生した災害が業務災害または通勤災害として補償の対象となり得ることを、国として民間企業に周知徹底すべきではないか。例えば、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を改訂して、その旨より明解に記載すべきではないか。「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」には、「この制度の導入に当たっては、この間の処遇や災害が発生した場合の対応、人事労務管理上の位置づけ等について、あらかじめ労使間で十分に検討しておくとともに、一定のルールを定めておく必要がある」とあるが、こうしたルールを定めている企業を政府はいくつ認識しているか。

二 「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入方針」の改定について」(職職一-254平成二十二年七月三十日)別紙の「V その他職場復帰支援に関して検討・留意すべき事項 1『試し

出勤(復帰に向けた登庁訓練)について」に、「試し出勤」とは「療養のため長期間職場を離れている職員が、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤をすること」とあり、また、「病気休暇又は病気休職により長期間職場を離れている職員で、主治医、健康管理医等及び健康管理者により復職可能な時期が近いと判断された者」が対象となる。試し出勤を希望する者」が対象となる。試し出勤は、前に行うものであるから、公務には該当しないという理解でよろしいか。

三 「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入方針」の改定について(通知)の別紙「試し出勤」実施要綱」に「9 給与」「試し出勤」実施中の職員に対しては、病気休暇期間中又は病気休職中の職員に対して支給される給与等以外は、いかなる給与も支給しないこととする。」とある。

八号の傷病手当金は、「給与等」に含まれるか。
「試し出勤」実施要綱」に「10 公務災害又は通勤災害 本件通知に基づく「試し出勤」実施中に発生した災害については、公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合があり、「試し出勤」実施中に発生した災害の認定に当たっては、必要な資料を添えて人事院事務総局職員福祉局長に協議することとする。」とあるが、どういう場合に、「試し出勤」実施中に発生した災害が公務上の災害と認められるのか、また、通勤による災害と認められるのか。病気休暇中又は病気休職中に実施される「試し出勤」が公務に該当するのはどのような場合なのか。右質問する。

内閣衆賀一八〇第一八八号
平成二十四年四月二十四日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出「試し出勤」についての官民格差に関する質問に対する答弁書
一について
民間におけるいわゆる「試し出勤」中に労働者が受けた災害については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号に規定する業務災害又は同項第二号に規定する通勤災害(以下「業務災害等」という。)に該

八号の傷病手当金は、「給与等」に含まれるか。

「試し出勤」実施要綱」に「10 公務災害又は通勤災害 本件通知に基づく「試し出勤」実施中に発生した災害については、公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合があり、「試し出勤」実施中に発生した災害の認定に当たっては、必要な資料を添えて人事院事務総局職員福祉局長に協議することとする。」とあるが、どういう場合に、「試し出勤」実施中に発生した災害が公務上の災害と認められるのか、また、通勤による災害と認められるのか。病気休暇中又は病気休職中に実施される「試し出勤」が公務に該当するのはどのような場合なのか。右質問する。

具体的にどのような災害が業務災害等に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、「試し出勤」をしている労働者が、例えは、復帰を予定する職場において、使用者の指示に基づき当該職場の業務に関連する作業に従事するなどの状況において、当該作業に起因して災害を受けた場合や、当該作業を行ったために通勤する途中で災害を受けた場合には、業務災害等として認められることがあり得るものである。

なお、「試し出勤」について「ルールを定めている企業」の数については、把握していない。

二 及び四について

「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入方針」の改定について(通知)(平成二十二年七月三十日付け職職一-254人事院事務総局職員福祉局長通知)に定める「試し出勤」実施要綱」に従つて行われる「試し出勤」(以下「実施要綱」による試し出勤」という。)は、その職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第六百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の職務そのものとして位置付けられるものではないが、精神・行動の障害により療養のため長期間職場を離れている職員で職場復帰が可能と考えられる程度に回復したものが、職場復帰に向け、その復帰を予定する職場の業務に連する作業に従事するものであり、実施要綱に

官報(号外)

よる試し出勤中に職員が受けた災害については、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条第一項の公務上の災害又は通勤(同法第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害(以下「公務災害等」という。)に該当する場合がある。

具体的にどのような災害が公務災害等に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、実施要綱による試し出勤をしている職員が、例えば、復帰を予定する職場において、あらかじめ定められた実施プログラムに基づき、当該職場の業務に関する作業に従事するなどの状況において、当該作業に起因して災害を受けた場合や、当該作業を行うために通勤する途中で災害を受けた場合には、公務災害等として認められることがあり得るものである。

三について

職員の病気休暇中に支給される給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十五条において「休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」と規定され、「休暇」には病気休暇も該当することから、一般職給与法に基づき、病気休暇が承認される期間、その職員に対しても、俸給及び諸手当(俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当

(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)、期末手当及び勤勉手当をいう。以下同じ。)の全額を支給することとされている。ただし、一般職給与法附則第六項の規定に基づく職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給並びに地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額の半額を減ずることとされている。また、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。)に基づき、病気休暇が承認される期間、その職員に対して認められることがあり得るものである。

三について

職員の病気休暇中に支給される給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十五条において「休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」と規定され、「休暇」には病気休暇も該当することから、一般職給与法に基づき、病気休暇が承認される期間、その職員に対しても、俸給及び諸手当(俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当

それぞれ百分の八十を支給することができる」と等とされている。また、寒冷地手当法に基づき、同条第一項の規定により給与の支給を受けた職員に対しては、寒冷地手当の全額を支給することとされ、同条第三項の規定により給与の支給を受ける職員に対しては、その額にその職員の俸給について用いられた同項の規定による割合を乗じて得た額を支給すること等とされている。

このほか、病気休暇中又は病気休職中の職員に対しては、国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第二百二十八号)第五十一条第一項第八号の傷病手当金その他の法令に基づく給付が行なわれることがあり、これらの給付は、お尋ねの「給与等」に含まれるものである。

平成二十四年四月十三日提出
質問第一八九号

全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策に配分されているところであります。ついては、全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進を願う立場から、以下五項目にわたり質問する。

一 我が国の道路橋(橋長十五メートル以上。以下同じ。)の総数及び建設後五十年以上経つ橋梁の数を伺う。

二 都道府県及び市町村における道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施について、国土交通省が把握している都道府県(政令指定市を含む。)及び市町村の実施率をそれぞれ伺う。

三 現在、国が地方公共団体に対して道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施について、取り組みの促進を図る上で具体的に実施している支援策の内容を伺う。

四 橋梁は、適切な長寿命化修繕を施すことで、どの程度耐用年数を伸ばすことができるのか、国土交通省の見解を伺う。

五 今回設けられた全国防災事業の使途として、道路橋の長寿命化修繕が有効ではないかと考えるが、国土交通省の見解を伺う。

我が国は、全国の道路に架かる橋梁は、モータリゼーションが急速に進展した昭和三十年代以降に完成したものが多く、架橋後五十年を経過するものが今後急増するものと見込まれる。このため、国土交通省では、全国の地方自治体に対し、道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、さらには修繕の実施を促している。一方、東日本大震災に鑑み、平成二十三年度第三次補正予算にて全国防災事業が設けられ、「大震災を教訓として、全国的に緊

全國防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書

我が國の道路に架かる橋梁は、モータリゼーションが急速に進展した昭和三十年代以降に完成したものが多く、架橋後五十年を経過するものが今後急増するものと見込まれる。このため、国土交通省では、全国の地方自治体に対し、道路橋の点検、長寿命化修繕計画の作成、さらには修繕の実施を促している。一方、東日本大震災に鑑み、平成二十三年度第三次補正予算にて全国防災事業

紙答弁書を送付する。

内閣衆質一八〇第一八九号

内閣衆質一八〇第一八九号

内閣總理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対し、別

〔別紙〕衆議院議員橋慶一郎君提出全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問に対する答弁書

一について

橋長十五メートル以上の道路橋(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に掲げる道路橋を除く。以下同じ。)の数は、平成二十二年四月一日現在、全国で十五万七千四百四十二であり、このうち、同日時点において建設から五十年を経過しているものは、建設の時期が不明なものを除き、全国で一万四千五百六十八であると把握している。

二について

平成二十三年三月末日現在、都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)並びに市町村(政令指定都市を除き特別区を含む。以下同じ。)が管理する橋長十五メートル以上の道路橋のうち点検を実施したものの割合は、都道府県等が管理するものについては約九十八パーセントと把握している。

なお、これらの割合の算出に当たり、三県、仙台市及び三県内の市町村が管理する道路橋の数値については、含めていない。

三について

国土交通省においては、地方公共団体が実施する道路橋の点検、長寿命化修繕計画の策定及び修繕について、技術講習会の実施や専門家の派遣、社会資本整備総合交付金等による支援を行っている。

個々の道路橋において、その構造や周辺の環境、交通量等の利用状況、老朽化の状況が様々であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

全国防災事業の実施に当たっては、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業という観点から、災害発生時における被害を軽減し、円滑かつ迅速な応急活動を支援するため、道路橋については耐震補強を実施しているところである。

一方で、老朽化する道路橋を適切に維持管理

していくためには、定期的な点検に基づく予防的な修繕等を計画的に実施することが重要であり、耐震補強を実施する道路橋について修繕が必要な場合には併せて修繕も実施し、長寿命化に資するよう効果的な対策を進めているところである。

していくためには、定期的な点検に基づく予防的な修繕等を計画的に実施することが重要であり、耐震補強を実施する道路橋について修繕が必要な場合には併せて修繕も実施し、長寿命化に資するよう効果的な対策を進めているところである。

第一条 この法律において「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。
 一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下この号及び第四項において「国等」という。)以外の国等に当該法人の子法人等(当該法人がその総株主等の議決権・総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を保有していることその他の当該法人と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。)を設立している法人であつて、国際的規模で事業活動を行つていてと認められるものとして主務省令で定める法人

（定義）

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案

右

平成二十三年二月十四日
内閣総理大臣 普 直人

国会に提出する。

平成二十三年二月十四日
内閣総理大臣 普 直人

目次

第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 研究開発事業等の促進(第四条―第十一条)

第三章 雜則(第十二条―第十五条)
第四章 罰則(第十六条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となつてゐることに鑑み、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するた

めの特別の措置を講することにより、新たな事業の創出を図るとともに、就業の機会の増大に寄与し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「研究開発事業」とは、
 1 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下この項において「高度技術」という。)の研究開発を行ふ事業(当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。)のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見

官報(号外)

込まれるものとして主務省令で定めるものをい

う。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限る)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が百人以下の会社であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社及び常時使用する従業員の数が五十人以下の会社であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本方針)

第三条 主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項
- 三 我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項

第二章 研究開発事業等の促進

(研究開発事業計画の認定)

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行うため、当該研究開発事業を行なう国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業(その子法人等(当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。)が既に我が国において当該研究開発事業を行なっている場合における当該特定多国籍企業を除く。)は、当該研究開発事業に関する計画(以下「研究開発事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる従業員の数が主務省令で定める数以上であることその他従業員に関し主務省令で定める要件に適合するものであること。

三 前項第三号に掲げる実施期間が主務省令で定める期間であること。

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあっては、その設立された国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後)を受けようとする場合にあつては、その旨及びその設立される国内関係会社が行なう研究開発事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画及びその設立される国内関係会社が行なう研究開発事業以外の事業の有無

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第一項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第一項各号のいずれにも適合しないものとなつたと認めるときは、認定研究開発事業者に対し

二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等(以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。)がした同条第一項に規定する職務発明(次項第二号において「職務発明」という。)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等(以下この号及び次項

第二号において「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継させることが定められる場合において、その従業者等から特許を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。又は認定統括事業者第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。)の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人(当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外國法人の子会社等(当該外國法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外國法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいふ。)とするものに限る。以下この項において同じ。)から与えられた新株予約権の行使により当該外國法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章 雜則

第一条 当該研究開発事業を行う中小企業者二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(課税の特例)

第十二条 国 地方公共団体及び独立行政法人の開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十三条 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行われる研究開発事業又は統括事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、認定研究開発事業者に対し、当該認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定統括事業者に対し、当該認定統括事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對しても、同項の刑を科する。

号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項

。

定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(内閣提出、第百七十七回国会閣法第二六号)に関する報告書

書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1

対象となる事業活動
二国以上に法人を設立し、国際的規模で事業活動を行い、かつ高度な知識又は技術を有する「特定多国籍企業」が、国内に法人を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業(子会社の事業方針を決定する等の事業)を対象とすること。

2 基本方針

主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表すること。
3 事業計画の認定
特定多国籍企業は、研究開発事業計画又は

統括事業計画を作成し、基本方針に適合するものとして主務大臣の認定を受けることができる。

(一) 外国為替及び外国貿易法上の対内直接投資等に関する事前届出後三十日間投資できないとされる期間を二週間に短縮すること。

4 特例措置

(一) 中小企業投資育成株式会社の事業の対象に資本金の額が三億円を超える中小企業を加えること。

(二) 中小企業の研究開発事業の成果に係る特許料及び審査請求料を軽減することができること。

(四) 法人税及び新株予約権の行使による株式の取得に対する課税について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすること。

5 施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じるものと認めた。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年四月十八日

衆議院議長 横路 孝弘殿
経済産業委員長 中山 義活

〔別紙〕
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 関係各府省庁等は、特定多国籍企業誘致の実現に向け各般の施策の実施に当たつて緊密に連携するとともに、諸外国との競争に打ち勝つため、必要な予算の確保や税制上の更なる対応をはじめ、一層の優遇措置の拡大等に努めること。

二 外国企業の誘致に当たつては、総合特区の活用をはじめ、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど利便性を高め、関係行政機関等の積極的な対応を確保することにより、関連制度間の緊密な連携による相乗効果を生み出しつつ効果的な実施に努めること。

三 事業計画の認定に当たつては、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう措置するとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながることのないよう十分に配慮すること。

四 我が国の産業空洞化に歯止めをかけ、地域経済や雇用への悪影響を回避するため、円高・デフレの解消に一層の努力を払うとともに、電力

システム改革等を通じてエネルギーコストの上昇を極力圧縮し、種々の規制の見直しを進めるなど、産業競争力の回復、強化に向けて総合的な政策対応を早急に講ずること。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十四年三月十三日
内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣総理大臣 野田 佳彦

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

第一條 障害者自立支援法(平成十七年法律第二二三号)の一部を次のように改正する。
(障害者自立支援法の一部改正)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二二三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

題名を次のように改める。

目次中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「自立した」を「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」に改め、「給付」の下に「地域生活支援事業を、「支援を」の下に「総合的に」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一條の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民

が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられること及び障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行なわなければならぬ。

官報(号外)

を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第四十二条第一項中「応じ」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十条第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第五十一条の二十二第一項中「応じ」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十二条第一項第一号及び第二項第一号中「第三十六条第三項第五号」の下に「第五号の二」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第七十七条第一項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同項第二号中「いう」の下に「次号において同じ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 手話通訳等を行う者を養成する事業 第七十七条第一項中第一号の二を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十九号に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために研修を行う事業 第七十七条第一項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立しに処せられ、その執行を終わり、又は執行

るようにするための活動に対する支援を行う事業

第七十七条の一第一項中「前条第一項第一号及び第一号の二を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法昭和二十三年法律第百九十八号に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならない。

第七十八条第一項中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号及び第七号」に改める。

第八十八条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第八十九条の二第一項」を「第八十九条の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「次条第六項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項に規定する事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計

4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

第五十八条第三項に次の二号を加える。

三 前項の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び前号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十八条中第十一項を第十二項とし、第十二項を第十三項とし、同条第七項中「第八十九条の二第一項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項に規定する事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計

第三十六条第三項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条第三項に次の二号を加える。

五 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び前号の

地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十九条第六項中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第八十九条の二の見出しを「(協議会の設置)」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「ことができる」を「よう努めなければならない」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条を第八十九条の三とし、第八十九条の次に第一条を加える。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第七章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第九十六条の三及び第九十六条の四中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

係業務」に改める。

第一百五条の二中「(障害者自立支援法)を「障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法関係業

務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一百九条第二項中「第七十七条の二第五項」を「第七十七条の二第六項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に

改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「ことができる」を「よう努め

なければならない」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条を第八十九条の三とし、第八十九条の次に第一条を加える。

第五条第一項中「共同生活介護」を削り、同

条第三項中「肢体不自由者」を「肢体不自由者その他の障害者」に、「障害者」を「ものとして厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条中第十項

第五项までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六

条第十五項中「共同生活介護」を削り、第一号から第三号までに掲げる事

項中「共同生活介護」を「共同生活住居」という。」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を

「第五条第十五項」に改め、「以下この項において「共同生活住居」という。」を削り、「共同生

活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改め

る。

附則第八十一条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護(以下この条において「共同生活介護」という。若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「共同生活介護若しくは」を削る。

第一 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数
第二 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
第三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四条第二項中「又は精神」を「精神」に改め、「含む。」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が助を行う住居」に改める。
第三十五条第一項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第十八条第二項中「共同生活介護若しくは」を「以下この項において「共同生活住居」という。」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第十九条第一項中「第七十七条の二第五項」を「第七十七条の二第六項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に

改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「以下この項において「共同生活住居」という。」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を

「第五条第十五項」に改め、「以下この項において「共同生活住居」という。」を削り、「共同生

活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改め

る。

附則第八十一条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護(以下この条において「共同生活介護」という。若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「共同生活介護若しくは」を削る。

第一 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数
第二 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四条第二項中「又は精神」を「精神」に改め、「含む。」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が助を行う住居」に改める。
第三十五条第一項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。
第七条第二項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第十二条第二項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第十三条第二項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第十四条第二項中「又は精神」を「精神」に改め、「含む。」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

第二十一条の五の六第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

第二十二条の五の十一第一項中「第二十二条の五の四第三項」を「第二十二条の五の四第三項」に改める。

害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め
る。

第二十一条の五の十五第一項第五号の次に次の二号を加える。

第二十二条の五の十七第一項中「応じ」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

「第二十二条の五の二十三第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二」までに改める。
第二十二条の六及び第二十二条の七中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
第二十四条の十一第一項中「応じ」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の十七第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

五の十五第一項第五号の下に「第五号の」】
を加える。

二、第六十三条の二及び第六十三条の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の二十一第一項及び第二十一条第一項第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）
第五条 身体障害者福祉法 昭和二十四年法律第
二百八十三号）の一部を次のように改正する。
第一条 第九条第二項、第三項及び第六項、
第十条第一項第二号ニ並びに第十二条第二項中
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律に改める。
第十二条の三中第四項を第五項とし、第三項
の次に次の一項を加える。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(第十八条の二において「障害福祉サービス事業」という)、同法

その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者

その他の関係者等との連携を保つよこ努めた
ければならない。

第六条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

一項に改め、同条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十一条第一項第二号二中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

第十二条の三第四項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十八条第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)
第七条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二項並びに第十二条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(第二十一条について「障害福祉サービス事業」という。)、

同法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第一五条の二第一項、第一五条の四及び第一六条第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する」を削る。
第二十八条の次に次の二条を加える。
(後見等を行う者の推薦等)
第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見・保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行

うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行なうことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「童福祉法」という。第二十一条の五の十五第一項（旧児童福祉法第二十二条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（旧児童福祉法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第二十三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第四項第一号

二 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第一百二十九号）第十五条第二項

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第一条、第二条、第四条第一項、第六条第二項第四号から第六号まで、第十九条の六の三第一号、第二十二条の二及び別表

四 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第八十四条の三

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号及び第三項第四号の二

六 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）第十四条の二第一項第二号

七 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第百十六条の二第一項第三号

九 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）第二条第一項第二号及び第二項第二号

十 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）第二十条第二項

十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）第二十六条の二第一号

十二 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三

十三 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）第三十条の二第一項第二号

十四 子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第三号

十五 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国との財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第一号

十七 消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）別表第一第六号ハ及び第七号

十八 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五号」に改める。）

十九 介護保険法施行法（平成九年法律第一百二十四号）第十二条第一項

二十 精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十号）第二条及び第四十二条第一項

二十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第一百六十号）第十一号

二十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第二百一条第一項、第二百四条第二項及び第二百八条第一項

二十三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項

二十四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十八条第一項第二号、第三項第三号及び第五项第二号

二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第九条第二項及び第十九条

二十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第一号）別表第一の八十四の項並びに別表第二の十五の項、二十六の項、五十八の項、八十八の項及び百九の項から百十一の項まで

二十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第一号）第二十条第一項中「同条第十六項」に改める。

二十八 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五百二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第

二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定及び同法別表第五十号の次に九号を加える改正規定

二十九 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十 労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号

三十一 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十二 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十三 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十四 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十五 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十六 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十七 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十八 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

三十九 第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

官報 (号外)

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条第十二項」を

「第五条第十一項」に改め、同号ハ中「同条第十
三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を
「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改
正)

第十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の
一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「共同生活介護」を削
る。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改
正)

第十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の
一部を次のように改正する。

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行
の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第
四条第一項の規定により成立している退職手当
共済契約(平成二十六年改正前障害者総合支援
法第七十九条第二項)の規定による届出がなされ
た平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条
第十項に規定する共同生活介護を行う事業に係
るものに限る。)は、平成二十六年改正後障害者
総合支援法第七十九条第二項の規定による届出
がなされた平成二十六年改正後障害者総合支援
法第五条第十五項に規定する共同生活援助を行
う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正)

第十五条 激甚災害に対処するための特別の財政
援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五
十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」

に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「行な
う」を行なうに改め、同項第八号中「障害者自立
支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を總
合的に支援するための法律」に改め、同項第十
二号中「激甚災害」を「激甚災害」に、「堆積した
を「堆積した」に、「附隨して行なう」を「付隨し
て行なう」に改め、同項第十三号中「激甚災害」を
「激甚災害」に、「行なう」を行なうに改め、同項
第十四号中「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十九条 介護保険法施行法の一部を次のように
改正する。

第二十条 第一条第一項中「同条第十一項」を「同条第
十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一
項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十一条 精神保健福祉士法の一部を次のように
改正する。

第二十二条 第一条第一項中「同条第十七項」を「第五条第
十六項」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第二十三条 第一条第一項中「同条第十三項」を「同
条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三
項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改
める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第二十四条 第一条第一項中「第五条第十七項」を「第五
条第十六項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十五条 第一条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十六条 第一条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十七条 第一条第一項中「第五条第十二項」を「第五
条第十一項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」
を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十八条 第一条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六
項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四
項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に
改め、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改め

別表第一 第七号口中「第十四項又は第十五項」
を「第十三項又は第十四項」に改める。

第二十九条 介護保険法施行法の一部を次のように
改正する。

第二十条第一項中「同条第十一項」を「同条第
十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一
項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十一条第一項中「同条第十七項」を「第五条第
十六項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十二条第一項中「第五条第十七項」を「第五
条第十六項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十三条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十四条第一項中「第五条第十五項」を「第五
条第十四項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」
を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十五条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十六条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十七条第一項中「第五条第十二項」を「第五
条第十一項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」
を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十八条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六
項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四
項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に
改め、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改め

第十四条に、「同条第十六項」を「同条第十五
項」に改め、同条第五項第二号中「同条第十項
に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を
「同条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第十九条 介護保険法施行法の一部を次のように
改正する。

第二十条第一項中「同条第十一項」を「同条第
十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一
項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十一条第一項中「同条第十七項」を「第五条第
十六項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十二条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十三条第一項中「第五条第十五項」を「第五
条第十四項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」
を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十四条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十五条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十六条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十七条第一項中「第五条第十二項」を「第五
条第十一項」に、「同条第十一項」に、「同条第十三
項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」
を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第
十四項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十八条第一項中「第五条第十六項」を「第五
条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六
項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四
項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に
改め、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改め

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)」を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第号)第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)。以下この号において「旧自立支援法」という。」に、「同法」を「旧自立支援法附則第四十一条第一項」に、「障害者自立支援法第五条第十二項」を「旧自立支援法附則第四十一条第一項」に改める。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとの理念にのつとり、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めること。

2 目的規定に、障害福祉サービス等を総合的に行うものとするることを明記すること。また、基本理念に関する規定を設け、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生並びに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われなければならないものとすること。

3 障害者及び障害児の範囲に難病等により障害がある者を加えること。

4 重度訪問介護の対象を拡大し、肢体不自由以外の常時介護をする障害者も対象とすること。

5 共同生活介護を共同生活援助に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行うものとすること。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとの理念にのつとり、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

6 市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、手話通訳者を養成する事業等を加えること。

7 基本指針に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えること。

8 障害福祉計画に定めるよう努める事項に、関係機関との連携に関する事項を加えること。

9 自立支援協議会の名称を協議会に改めるとともに、協議会を構成する者に障害者等が含まれることを明記すること。

10 政府は、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、施行後三年を目途として、障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

第一条 障害者自立支援法(一部改正) 第二十三条号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 障害者自立支援法(一部改正) 第二十三条号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 障害者自立支援法(一部改正) 第二十三条号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

が、地域生活支援事業に意思疎通支援を行う者の派遣等の事業を加えること、障害福祉計画に

の派遣等の事業を加えること、障害福祉計画に定める事項に地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を加えること、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めること等の修正を行いう必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに正議決すべきものと議決した。

右報告する。
平成二十四年四月十八日
厚生労働委員長 池田 元久
衆議院議長 横路 孝弘殿
〔別紙〕
〔小字及び一は修正〕

六 市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、手話通訳者を養成する事業等を加えること。

七 基本指針に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えること。

八 障害福祉計画に定めるよう努める事項に、関係機関との連携に関する事項を加えること。

九 自立支援協議会の名称を協議会に改めるとともに、協議会を構成する者に障害者等が含まれることを明記すること。

十 政府は、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、施行後三年を目途として、障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

十一 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 障害者自立支援法(一部改正) 第二十三条号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

第一条 障害者自立支援法(一部改正) 第二十三条号の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号を「第八十九条第二号」とする」

11 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

	一 附則第八条〇及び第二十八条〇の規定 公布の日	正前障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに 附則第四条から第六条まで、第十〇条一〇一 四条まで及び第十六条から第二十四条まで の規定 平成二十六年四月一日	二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに 附則第四条から第六条まで、第十〇条一〇一 四条まで及び第十六条から第二十四条まで の規定 平成二十六年四月一日	二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに 附則第四条から第六条まで、第十〇条一〇一 四条まで及び第十六条から第二十四条まで の規定 平成二十六年四月一日
(適切な障害支援区分の認定のための措置)	(適切な障害支援区分の認定のための措置)	(適切な障害支援区分の認定のための措置)
第二条 政府は、障害支援区分(第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。)第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ)の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者(平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。	第二条 政府は、障害支援区分(第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。)第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。)の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者(平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。	第二条 政府は、障害支援区分(第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。)第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。)の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者(平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。
第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に規定する基本的理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、○障害者の意思決定の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの見直し等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ること	第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に規定する基本的理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、○障害者の意思決定の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの見直し等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ること	第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に規定する基本的理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、○障害者の意思決定の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの見直し等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ること
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以下の「平成二十六年改正前障害者総合支援法」といいう。)第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。)第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有效期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改	第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以下の「平成二十六年改正前障害者総合支援法」といいう。)第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。)第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有效期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改	第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以下の「平成二十六年改正前障害者総合支援法」といいう。)第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有效期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改
第五条 (略)	第五条 (略)	第五条 (略)
第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお從前の例による。	第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお從前の例による。	第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお從前の例による。
第七条 (略)	第七条 (略)	第七条 (略)
第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
第九条 (略)	第九条 (略)	第九条 (略)
第十条 (略)	第十条 (略)	第十条 (略)
第十一条 (略)	第十一条 (略)	第十一条 (略)
第十二条 (略)	第十二条 (略)	第十二条 (略)

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち、その資本金の全部若しくは大部 分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たつては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受

注の機会の増大を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等から の物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本的事項

三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要な事項

3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等に協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたにあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。)と

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長(当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。)は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関する予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたにあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。)と

6 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたにあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。)と

7 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つるものとする。

(調達実績の概要の公表等)

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関する予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

6 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

7 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

(調達実績の概要の公表等)

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つものとする。

（公契約における障害者の就業を促進するため

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等の指揮監督の下に、

政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対する国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争参加する者に必要な資格を定めるに当たつて障

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会等の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自立性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関するものに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る必要がある。これ等、二つ目はまさに二点目になります。

2 特例期間においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当（平成二十五年十二月二日以後の期間に係るもの）については、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の十二・八八を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、
ことと配慮する等障害者の就業を促進するため
に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるもの

（障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等）とする

十一條 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を探求するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

第三条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとす
(経過措置)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間における第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五条第十一項」とあるのは「第五条第十二項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第十六項」と、「同条第十三項」とあるの

は「同条第十四項」と、「同条第十四項」とあるのは「同条第十五項」とする。

施行する。

(施行期日)
附則

官 報 (号 外)

平成二十四年四月二十六日 衆議院会議録第十七号 国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案

附 則

この法律は、平成二十四年五月一日から施行する。

理 由

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当について臨時の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十日
種類便物認可日

発行所	〒100-0001 三番四号 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 (本体 1,300円)